

パブリック・コメントの実施結果について

(仮称) 墨田区地域力育成・支援計画(案)について、広くご意見を募集しましたところ、貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました。

ご意見・ご提案をいただいた方に厚く御礼を申し上げますとともに今回いただいたご意見等の概要、並びにそれに対する区の考え方を公表します。

1 パブリック・コメントの実施概要

- (1) 公表資料
「(仮称) 墨田区地域力育成・支援計画」(案)
- (2) 意見募集期間
平成31年3月11日(月)から平成31年4月4日(木)まで
- (3) 意見募集の周知及び公表方法
 - ア パブリック・コメント実施の周知
 - (ア) 区のお知らせ(平成31年3月11日号)
 - (イ) 区公式ホームページ
 - イ 公表資料の閲覧場所
 - (ア) 区民情報コーナー
 - (イ) 地域活動推進課窓口
- (4) 意見提出方法
文書の直接持ち込み、郵送、FAX及びメール
- (5) 意見提出先
地域力支援部地域活動推進課
- (6) 意見募集の結果
 - ア 意見提出者：3名、1団体
 - イ 意見総数：21件

2 提出された意見等の概要及び区の考え方

(1) 「(仮称) 墨田区地域力育成・支援計画」(案)の記載内容に対する意見

通番	意見等の概要	意見に対する区の考え方
第1章 地域力を取り巻く現状と課題		
1	(P.1) 1ページ脚注の「※2 協治(ガバナンス)」の説明文において、「同等」または「対等」の立場であることについて記入する必要があるのではないか。	ご指摘いただいた説明文は、墨田区協治(ガバナンス)推進条例における用語の定義を引用したものです。同条例では、協治(ガバナンス)によるまちづくりの基本原則の一つとして「協働の原則」が示されており、協働の定義を「～対等な立場で協力し合うことをいいます。」としているため、協治(ガバナンス)の根底に、各主体が対等又は同等であるという考え方があると言えます。なお、以上のことを分かりやすくするため、※1及び※2に「墨田区協治(ガバナンス)推進条例」から引用している旨を明記します。

第1節 地域力が求められる背景		
2	<p>(P. 4)</p> <p>1 なぜ今「地域力」なのか</p> <p>(2) 地方分権の進展と地方自治体の役割</p> <p>「一方、～強く求められています。」とあるが、誰に求められているのか。何の事実に基づいているのか。</p>	<p>社会の潮流として課題認識しています。超高齢化社会に突入し、生産年齢人口が減少していく状況では、行政サービスの縮小が予想され、行政だけでできることには限界があり、区民・区内事業者等の各主体が地域の主人公としての意識を持つ必要があると考えています。</p>
3	<p>(P. 5)</p> <p>2 地域力の向上がもたらすもの</p> <p>5 ページを読み通しても町会・自治会等が含まれないのはなぜか。</p>	<p>町会・自治会を含めた墨田区内で地域課題の解決に向けて活動している団体を本計画の中では「地域活動団体」と表記しています。</p>
4	<p>(P. 5)</p> <p>2 地域力の向上がもたらすもの</p> <p>(1) 区民や地域にもたらされるもの</p> <p>「社会のセーフティーネット」について、セーフティーネットの役割は行政が対応すべき事柄ではないか。</p>	<p>本計画で言う「社会のセーフティーネット」とは、行政が行う生活保護等の社会福祉制度のみを指すものではなく、地域力が高い地域を実現するために必要な「人と人とのつながり」を含めた社会の仕組みを指しています。例えば災害が起きた時に、近隣住民同士の助け合いが起きる地域は、社会のセーフティーネットが充実し、強化されていると考えています。</p>
第2節 区の現状		
5	<p>(P. 6)</p> <p>1 これまでの取り組み</p> <p>(1) 生涯学習の推進</p> <p>生涯学習と地域力との繋がりがわからない。</p>	<p>本計画の2ページの「国の生涯学習関連答申等の変遷について」にあるように、生涯学習はこれまでの「自己充実の学び」から、自己充実をきっかけとした「社会参画」、「地域の課題解決の担い手の育成」が求められるようになりました。地域づくりや地域の課題解決の「学び」を推進し、活動に結び付けていくことが、地域力を向上させていくものと考えています。</p>
6	<p>(P. 16)</p> <p>2 区民の意識の現状</p> <p>(6) 区民意識や地域活動団体の現状</p> <p>現状の分析について、「～状況が見えてきます。」とあるが、アンケートからそこまで言えるのか。「若年層の地域に対する興味・関心の薄さが見て取れる」とあるが、直接的なデータがないため、言い切る形に疑問がある。</p>	<p>一部調査結果を元にした推考を含むため、表現を修正します。</p>

第3節 今後の課題		
7	<p>(P.17) 人づくりの必要性</p> <p>「人づくり」は町会・自治会等の団体が抱えている問題であり、新陳代謝が必要な部分で行政の役割ではないのではないかと思う。現状の団体に対しての再教育と考えればよいのかもしれない。</p>	<p>ご意見として承ります。今後の施策の展開の中で、参考にさせていただきます。</p>
8	<p>(P.17) ●地域活動を支援する仕組みが求められている</p> <p>「元気高齢者～」の「元気」とは、どういう定義か。誰でも参加しても良いのであれば、例えば障害があっても、介護生活であっても構わないと考える。</p>	<p>本計画では、健康で活動意欲の高い高齢者のことを「元気高齢者」としています。こうした高齢者が、社会参加を通じ、これまで培ってきた知識と経験を活かして、地域コミュニティづくりの担い手となっていただくことが重要であると考えています。また、介護等の支援を必要とする方等の活躍を否定するものではなく、そういった方々の社会参加も含めて「全員参加」と考えています。</p>
第3章 計画の基本的な方向性		
第1節 基本理念		
9	<p>(P.19) 1 基本理念</p> <p>「訪れたいまちづくり～」において、「まちづくり」とは本計画ではどのように定義されるのか。</p>	<p>本計画において、「まちづくり」の定義は行っていないませんが、墨田区の地域力を高めることにより、全員参加による課題解決社会を実現し、誰もが暮らし続けたい、働き続けたい、訪れたいまちを目指したいと考えています。</p>
第3節 施策の体系		
10	<p>(P.23) 施策の目標 2 地域力の担い手の育成 1 地域リーダー・コーディネーターの育成</p> <p>第2節「区の現状」にあるように、各町会・自治会は活動内容や担い手が慣例化・固定化されているため、新たな活動に取り組むことができない環境にある。そこで体系区分2-1「地域リーダー・コーディネーターの育成」を強く希望し、育成だけでなく、実際に町会・自治会等に地域リーダー・コーディネーターを派遣して活動の仕方の指導をするまで、この項目を広げて実施することを期待する。</p>	<p>ご意見として承ります。地域リーダー・コーディネーターを育成した後の活用方法として、ご提案いただいた内容を参考にさせていただきます。</p>

第4章 具体的な施策の展開		
第1節 重点事業		
11	(P. 27) 「墨田区総合運動場の整備・活用【新規】」における「墨田区総合運動場利用者数」は観戦者も含まれるのか。	利用者数は、総合運動場（陸上競技場及びセミナーハウス）の利用者としており、大会・イベントの観戦者は含みません。
12	(P. 27) 「墨田区総合運動場の整備・活用【新規】」及び「学びと交流の機会を提供する拠点施設の整備（生涯学習センターの機能拡充）【拡充】」において、区南部地域から、交通事情が悪くサービスを受けないため、考慮願いたい。	今後の運用の中で、総合的に検討していきます。
第2節 地域力向上事業		
13	(P. 44) 施策の目標 3 活動の場の整備 施策1 区施設の提供 小学校の夜間利用の推進を願う。 小学校は地域で誰もが知りうる場所であり、地域活動の拠点として理想的である。しかし、各学校の校長が管理者となっているため、利用許可の標準化がなされておらず、また、音楽教室等の使用条件が厳しく、利用しづらく感じる。	学校の施設については、学校教育上支障のない限り一定のルールのもと、校庭や体育館等の貸出しを行っています。 音楽室等の特別教室を貸出している場合もありますが、管理運営上、児童・生徒の個人情報の管理や備品の管理また、次の日の授業の事前準備等で貸出しの制限をしている場合があります。今後とも、地域の皆様が気持ちよく利用していただけるように対応していきます。
14	(P. 55、56) 施策の目標 4 活動の支援の仕組みの整備 施策2 活動の充実に向けた支援制度の整備 地域活動団体等への補助金の拡充や申請方法の改善等を望む。また、法人格のない団体等であっても、支援が受けられるよう環境の整備を期待する。	一定のルールのもと支援を行っており、現在も法人格の有無によらない支援策を実施しています。
15	(P. 61、67) 施策の目標 4 活動の支援の仕組みの整備 施策5 庁内の支援体制の整備 「建築関係紛争処理事務の実施【推進】」のような、「当然に行政が主体となってやるのが法なりに求められているもの」まで地域力の育成のための施策だとするのはどうか。 また、67ページに記載されている事業は全体的に地域力を上昇させる事業というよりは単に行政内部の仕事だと見受けられる。	「第2章・第1節 計画策定の目的」に記載のとおり、本計画の策定の目的の一つとして、多様な行政分野において、様々な視点から地域力について考察することで、区を挙げて地域力の向上に取り組む新たな契機とすることを掲げています。そのため、法律等で行政に求められている事務や行政内部の事務であっても、各所管課が地域力を向上させる意識を持って実施していくことが必要であると考えています。
16	重点事業以外の項目（157事業）が多いため、到達できない事業も出てくると思われるので、実施の際のモニタリングとその開示を含めて期待する。	ご意見として承ります。今後の計画推進の参考にさせていただきます。

(2) その他意見

17	町会・自治会等の団体は辞めることが難しい団体である。いつでも参加できて、かつ辞められることができることを求められていると思う。	ご意見として承ります。
18	法人格を持たないまちづくり団体においても、公共施設の利用料金について、減免を受けられるようになるとうい。	施設の減免については、一定のルールのもと実施しています。
19	町会の意義、価値を客観的に認識できる形で自治体から、より広くさまざまな場面で発信、周知していくことが新たな町会・自治会員の加入、担い手のやりがいに必要だと感じる。	ご意見として承ります。54ページ記載の「町会・自治会活性化支援の実施【拡充】」の中で、町会・自治会に対して多面的な支援を行っています。今後も、町会・自治会の意義や価値の発信、運営にかかわる支援等を行っていきます。
20	町会・自治会活動の効率化のための手段の一つとして、運営にかかわるノウハウ等の資料を区が整備、提供することで、細かな作業の効率化や携わるためのハードルを下げ、負担を軽減する効果を期待できるのではないかと思う。	
21	区の功労者に対する表彰において、どのような方が功労を表彰されたのかを認知することが少なく、功労に十分な評価となっているのか疑問を感じる部分がある。 また、身の回りで地域のために尽力された方がもれなく評価されていると実感できない。 現在の表彰制度にとどまらず、報われるべき功労者がより適切な評価を得られるさらなる何らかの施策を希望する。	「功労者表彰」の他にも「環境改善功労者・功労団体表彰」等、様々な分野で、顕彰を行っています。 現行の表彰制度をはじめ、地域に貢献されている方々や団体を顕彰する施策について、現状や社会情勢を鑑み、必要に応じて改善を図っていきます。